

## 本部町 UIJ ターン奨学金返還支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本町における人口の社会動態を改善するため、若年層の回帰と定住を促進することを目的に、大学等での修学にあたり奨学金の貸与を受けた者が本部町に居住し、町内又は近隣市町村の事業所に就業した場合(就労した場合)、当該奨学金の返還に対して予算の範囲内で補助を行うことに関し、本部町補助金等の交付に関する規則(昭和54年本部町規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る。)、高等学校、大学院をいう。

(2) 近隣市町村 本部町から通勤可能な範囲をいう。ただし、テレワークを主たる勤務形態とする場合はこの限りでない。

(3) 事業所 町内又は近隣市町村に事務所、施設、店舗又は工場を有している法人又は個人をいう。ただし、次の事業を営むものを除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第3号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業

イ アに掲げるもののほか、町長が適当でないとする事業

(4) 農林水産業 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める農業、林業、漁業をいう。

(5) 転入 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に定めるものをいう。

(6) UIJターン 転入日の前日まで連続して1年以上、本部町以外の市町村に居住していた者が、定住等を目的として本部町に転入することをいう。

### (補助対象奨学金)

第3条 補助の対象となる奨学金(以下「補助対象奨学金」という。)は、次の各号のいずれかに該当する奨学金とする。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構から借り入れた第一種奨学金及び第二種奨学金

(2) 本部町育英会から借り入れた奨学金

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める奨学金

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に該当する者とする。

(1) 第2条第1号に規定する大学等に進学し、在学中に前条各号に規定する奨学金の貸与を受けた者

(2) 就業しており、次のいずれかに該当する者

ア 常時雇用される者(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者に限る。)

イ 個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者(所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第3項に規定する事業専従者をいう。)

2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 第2条第6号に規定するUIJターンにより令和7年4月1日以降に本町に転入した者。

(2) 大学等の修学にあたり補助対象奨学金の貸与を受け、奨学金の償還が完了していなく、償還の延滞をしていない者。

(3) 申請年度において、満35歳以下の者で、本部町の住民基本台帳に登録され、現に居住している者で、継続して5年以上本町に居住する意思がある者。

(4) 奨学金の返還に対する他の助成制度の適用を受けていない者。

(5) 本町及び従前の住民登録地において町税等の滞納がないこと。

(6) 本部町暴力団排除条例(平成23年本部町条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(7) 国家公務員又は地方公務員でない者。

(補助金の額)

第5条 補助金額は、申請年度の前年度中に返還した奨学金等の額(利息及び繰上償還に係る額を除く。)の合計額とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金額は、別表に掲げる補助期間及び上限額の範囲で補助対象経費の2分の1以内とする。

3 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本部町UIJターン奨学金償還支援事業補助金交付申請書兼請求書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に交付申請を行うものとする。

(1) 補助対象奨学金の償還実績及び償還計画がわかる書類

(2) 大学等を卒業又は在学していたことを証する書類

(3) 在職証明書(第2号様式)または開業届等

(4) 住民票の除票または戸籍の附票

(5) 市町村税の納税証明書

(6) その他町長が必要と認める書類

2 2年目以降の申請においては、前項第1号から第4号までに掲げる書類の添付を省略することができる。ただし、償還金額の変更又は就業状況、住所等に変更があった場合は、この限りでない。

(補助金の交付)

第7条 町長は前条の申請があった場合において申請者が本要綱の規定に基づく要件を満たし、別表の補助期間の範囲内であると認めるときは、補助対象者の認定及び交付を決定し、その旨を本部町UIJターン奨学金償還支援事業補助金交付決定兼確定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

(1) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付の日から起算して1年以内に本部町から転出したとき。ただし、災害、病気その他やむをえない事情があると町長が認めたときはこの限りではない。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、町長が不相当と認めたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は町長が別に定める。

別表(第5条2項関係)

就業先	補助期間	上限額
町内及び町外の事業所に従事しているもの	最大3年間 (単年度ごとに申請)	月額7,500円 又は年間90,000円
農林水産業及び個人事業を営んでいるもの		

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

本部町長 宛

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付申請書兼請求書

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を申請するとともに、その支払いを請求します。

1 申請者

ふりがな	
氏名	
転入年月日	年 月 日
現住所	〒
生年月日	年 月 日( 歳)
電話番号	

2 補助要件の確認事項

(1) 修学状況

学校名	
学部・学科	
在学期間	年 月 ~ 年 月
卒業(退学)年月日	年 月 <input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 退学

(2) 借入奨学金

ア 独立行政法人日本学生支援機構

借入区分	第一種奨学金・第二種奨学金・その他
借入期間・月数	年 月 ~ 年 月
償還期間	年 月 ~ 年 月

借入金額	円	未償還額	円
前年度償還金額	( 月額 ・ 年額 )		円

イ 本部町育英会

借入期間・月数	年 月	～	年 月
償還期間	年 月	～	年 月
借入金額	円	未償還額	円
前年度償還金額	( 月額 ・ 年額 )		円

ウ その他

借入先名称			
借入区分			
借入期間・月数	年 月	～	年 月
償還期間	年 月	～	年 月
借入金額	円	未償還額	円
前年度償還金額	( 月額 ・ 年額 )		円

4 交付申請額兼請求額

1. 対象経費合計 (ア～ウの年間合計額)	円
2. 交付請求額 (上記1の1/2) ※最大 90,000 円	円 ※千円未満切り捨て

3 振り込み先について

金融機関名			支店名	
口座種別			口座番号	
ゆうちょ銀行	記号		番号	
フリガナ				
口座名義人				

#### 4 添付書類

(1) 補助対象奨学金の償還実績及び償還計画がわかる書類

返還実績及び償還計画を証する書類

(2) 大学等を卒業または在学していたことを証する書類(下記2つのうち該当する書類1つ)

大学等の卒業を証する書類(例:卒業証明書等)

大学等に在学していたことを証する書類(例:退学証明書等)

(3) 在職証明書または開業届等(下記2つのうち該当する書類1つ)

在職証明書(第2号様式)

開業届等(個人事業主または法人代表者など)

(4) 住民票の除票または戸籍の附票

住民票の除票

戸籍の附票

(5) 市町町税の納税証明書又は非課税証明書(下記2つのうち該当する書類1つ)

納税証明書

非課税証明書

(5) その他町長が必要と認める書類

有り (書類名: \_\_\_\_\_ )

無し

#### 5 誓約事項

本部町暴力団排除条例(平成23年本部町条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しません。

万が一、認定申請の記載内容に事実と相違があることが判明した場合は、補助金の交付決定の取り消しに応じます。

本部町が就業及び住居状況等の確認ため必要な限度において、就業先または関係部局に照会を行うことに同意します。

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

本部町長 宛

所在地  
事業所(法人)名

印

代表者名  
電話番号  
担当者

年 月現在、下記のとおり在職していることを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先事業所名	
勤務先所在地	
就業(採用)年月日	
職種・役職	
勤務時間	時 分 ～ 時 分

第3号様式(第7条関係)

本部町 UIJ ターン奨学金償還支援事業補助金交付決定兼確定通知書

本部町指令第 号  
年 月 日

様

本部町長 平良 武康

年 月 日付けで申請のあった本部町 UIJ ターン奨学金支援事業補助金の交付について、次のとおり条件を付して決定及び確定したので本部町 UIJ ターン奨学金支援事業補助金交付要綱の第7条の規定により、通知いたします。

記

1 交付決定兼確定額 金 円

2 補助対象経費

借入先名称	
償還金額	月額 ・ 年額 円

3 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 本要綱に違反していることが認められたとき。
- (3) 補助金の交付の日から起算して1年未満に本部町から転出したとき。ただし、災害、病気その他やむをえない事情があると町長が認めたときはこの限りではない。
- (4) 前3号に定めるもののほか、町長が取り消すべき理由があると認めたとき。